

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】

2

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【教育委員会事務局学校支援部学事課】

3

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

4

- 建築基準法の規定による認定【建築都市局指導部建築指導課】

5

◇ 人事委員会

- 地方公務員法の一部改正に伴う人事委員会関係規則の整備に関する規則【行政委員会事務局任用課】

6

北九州市告示第 2 3 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、若松高須郵便局及び八幡南郵便局における証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年 1 0 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号	令和元年 7 月 1 日 から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第452号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
校務支援システム保守運用業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年8月21日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
西日本電信電話株式会社北九州支店
北九州市小倉北区古船場町5番12号
- 5 契約金額
9,186万4,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第453号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年10月29日

北九州市長 北橋健治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区上葛原二丁目13番101、967番1、967番8及び968番1	大阪府茨木市五日市一丁目7番27号 株式会社フードセンターみどり 代表取締役 竹内美夫
北九州市小倉南区石田南三丁目111番3及び111番5	北九州市小倉南区志井鷹羽台29番10号 有限会社平和不動産販売 代表取締役 南川容進
北九州市八幡西区市瀬二丁目1000・1001番合併3、1000・1001番合併4、1000番1から1000番5まで、1031番1、1031番2、1031番5から1031番12まで及び無番のうち	北九州市八幡西区金剛一丁目1番5号 株式会社オオタニ 代表取締役 井上智博

北九州市公告第454号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による認定をしたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者氏名

九州旅客鉄道株式会社 事業開発本部長 田中龍治

2 認定に係る対象区域の位置

北九州市門司区上馬寄二丁目8番1、2及び3並びに9番1

3 認定年月日

令和元年10月15日

地方公務員法の一部改正に伴う人事委員会関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和元年10月29日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第4号

地方公務員法の一部改正に伴う人事委員会関係規則の整備に関する規則

(職員の採用のための選考に関する規則の一部改正)

第1条 職員の採用のための選考に関する規則(昭和38年北九州市人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第21条の2第3項」を「、第21条の2第3項並びに第22条の2第1項」に改める。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職

(職員の臨時的任用に関する規則の一部改正)

第2条 職員の臨時的任用に関する規則(昭和38年北九州市人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「次条において」に、「第22条第2項および同条第3項」を「第22条の3第1項及び第2項」に、「もとづき」を「基づき」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「任命権者は」の次に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、「おいては」を「該当するときは」に改め、「(臨時的に任用された職員を除く。)」を削る。

(職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部改正)

第3条 職員の条件付採用の期間の延長に関する規則(昭和38年北九州市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条及び第22条の2第7項」に、「もとづき」を「基づき」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「6月間」とあるのは「1月間」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」と、同項第1号中「90日」とあるのは「15日」と、同項第2号中「認められる期間」とあるのは「認められる期間(1月を限度

とする。）」とする。

第3条中「前条第2号」を「前条第1項第2号（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

（職員の人事記録に関する規則の一部改正）

第4条 職員の人事記録に関する規則（昭和38年北九州市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「臨時的任用職員または非常勤職員」を「会計年度任用職員又は臨時的任用職員」に改める。

（北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第16条中「週休日」の次に「（勤務時間条例第11条の規定により任命権者が週休日及び休日を定める者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下この条及び第21条において「会計年度任用職員等」という。）にあっては、その者について任命権者が定めた週休日。第21条において同じ。）」を、「重なる休日」の次に「（会計年度任用職員等にあっては、その者について任命権者が定めた休日）」を加える。

第21条中「規定する休日の日数」の次に「（会計年度任用職員等にあっては、その者について任命権者が定めた休日の日数）」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則（昭和63年北九州市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第7条 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則（平成14年北九州市人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第6条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 人事委員会は、この規則の施行の日前においても、第1条の規定による改正後の職員の採用のための選考に関する規則第2条第8号の職への職員の採

用のための選考の実施に必要な準備行為をすることができる。